

多治見市告示第 44 号の 3

是正請求事案（ボランティアごみ袋の取扱に係る是正請求（環境課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 25 年 2 月 28 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 ボランティアごみ袋の取扱に係る是正請求（環境課）事案
- 2 答申日 平成 24 年 12 月 25 日
- 3 結論 ボランティアごみ袋の取扱に係る是正請求事案については、申立てを棄却すべきであると考えます。
- 4 事案概要 区の行事という半ば公的な行事から出たごみの処理を、家庭ごみとなぜ同じ方法でやらなければいけないのか。この場合市の配布しているボランティア袋での処理を認めたとしても、市の収入が減ること以外に市にとってどんな不都合があるのか、理解できない。コミュニティの再生とか振興をいうのであれば、自治会や区の活動を活発にすることこそが重要であり、それから出たごみの処理に市が配布しているボランティア袋の使用を認めることは当然のことであると思う。多治見市環境文化部環境課（以下「行為庁」という。）が、是正請求人に対して行った指定ごみ袋によるごみ収集の説明は納得できるものではなく、区の行事のごみの処理にボランティア袋の使用を認めていないことに対し、平成 24 年 9 月 21 日付けで多治見市長に対して是正請求の申立てを行ったものである。
- 5 審査会の判断 本審査会は、主に以下の 2 点について検討し、判断をした。
 - (1) 指定ごみ袋による回収の妥当性の是非
 - ① 行為庁の処分の法的根拠
多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）
（手数料を徴収しない場合）
第 11 条の 2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。
 - (1) 一般家庭において、市の指定する品目を、市の指定する方法により排出する場合
 - (2) 美化ボランティア活動により集められたものを、市が交付した専用袋を使用して排出する場合

条例第 11 条の 2 は、ごみ処理手数料を徴収しない場合を定めた規定であり、同条第 1 号は、一般家庭において、市内にあるリサイクルステーションで資源ごみを回収するケースを定めており、行事等のごみには該当しないものと判断する。

行為庁の説明によれば、「美化ボランティア活動とは、公園や道路などの公共の場所において、ポイ捨てされている排出者が不明なごみなどを地域住民等のボランティアにより行う清掃活動」としている。同条第 2 号は、道路や河川、公園や路上の植え込みなどに捨てられている排出者の不明なごみの清掃活動に伴って集められたごみを処理するケースを想定しており、「美化ボランティア活動」の定義には曖昧さが残るが、排出者不明なごみではなく区の行事の実施に伴って区民から排出されたごみであることは明らかであり、「美化ボランティア活動により集められたもの」には当てはまらないものとする。

② ごみ処理にかかる排出者の責務と費用の負担

市では事業者が排出するごみは自らの負担で処理することを原則としており、家庭ごみの処理についても同じように排出者責任の仕組みを導入している。

市では排出者が、一般家庭であっても市民活動に伴う場合であっても、ごみの減量に努めることを目指しており、「自治会行事を実施すればするほどごみが出る。」と是正請求人は主張するが、市はごみの減量の方に政策の力点を置いている。夏祭りを実施した際に、ごみと資源を分別するように、行事を行う際には減量の方策を検討して取り組むことが望まれており、減量化してもなお排出されるごみの収集等について、ごみ処理費用にかかる応分の負担も求めることで、この政策の目的を達成しようとしており、この点において自己負担は妥当な仕組みである。

ごみ袋の有料化については、分別による資源化等に伴うごみの減量という効果だけではなく、ごみ処理に対する市民の意識の向上、ごみの排出量や減量努力に応じた負担の公平性、ごみ処理にかかる多額の経費の一部を排出者に負担を求め財政を維持していくことなどいくつかの目的により実施されているものであり、いずれも合理的なものである。

以上の点から、区の行事に伴って排出されたごみの回収について、指定ごみ袋を使用することにより、排出者に応分の負担を求めた行為庁の対応については不当なものとはいえない。

(2) 自治会に対する市の施策について

市では、市政協力費や修繕費用の補助等自治会活動に必要な費用の一部補助、施設利用の際の使用料の減免など、自治会に対して潤沢ではないがその活動の一助となる支援を行っている。是正請求人の主張する「地域コミュニティの育成とその推進」は、重要な施策であることは行為庁も認識している。しかし、ごみ袋の取扱いに関する問題とコミュニティに対する施策は区別し

て考えるべきである。したがって、本件ごみ袋の取扱いを起因とする条例の改正の必要性はない。